

⑨高齢者芸術鑑賞事業のお知らせ

市では、文化振興の一環として、本物の美術作品を鑑賞できる機会を創設するため、高齢者芸術鑑賞事業を実施しています。

ぜひこの機会に、野外彫刻庭園を散策しながら世界の巨匠が描いた名品を鑑賞してはいかがでしょうか。

対象者および入館料 笠間市内に住所があり、年齢が65歳以上の者（入館料は無料）

※免許証・住基カード・保険証等で確認が必要となります。

※65歳以上の方と同伴の家族の方も入館料は無料となります。

実施期間 平成24年3月31日（土）まで

実施場所および内容 笠間日動美術館および春風萬里荘における常設展・企画展

※なお、常設展においても、1か月単位で作品の入れ替えを行っています。

開館時間 午前9時30分～午後5時（入館は午後4時30分まで）

休館日 毎週月曜日（祝日の場合は開館し、その翌日が休館）

【実施している企画展（笠間日動美術館）】 現代洋画家たちのクレパス画展

会場 企画展示館

期間 4月8日（日）まで

主な出品作家 鴨居玲、奥谷博、織田廣喜、絹谷幸二、清原啓一、島田章三 他

問 日動美術館 TEL 0296-72-2160 春風萬里荘 TEL 0296-72-0958

⑩平成24年春季全国火災予防運動を実施

目的 この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施します。

防火標語 （平成23年度全国統一防火標語）「消したはず 決めつけないで もう一度」

実施期間 3月1日（木）～7日（水）までの7日間

- 重点目標**
- (1) 住宅防火対策の推進
 - (2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
 - (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - (4) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
 - (5) 林野火災予防対策の推進

【住宅防火 いのちを守る 7つのポイント】—3つの習慣・4つの対策—

- 3つの習慣**
- 寝たばこは、絶対やめる。
 - ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策**
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
 - 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
 - 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
 - お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

悪質な訪問販売にご注意！

※消火器、住宅用火災警報器の購入の際は、悪質な訪問販売等にご注意ください。

問 笠間市消防本部 予防課 TEL 0296-72-0874

⑪平成24年度子宮がん・乳がん検診（4月分）のお知らせ

日本では、2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで命を落としています。そのなかで子宮がん・乳がんで命を落としている女性は、年間1万人以上とされています。がんは早期発見できれば完治の可能性も高くなります。そのためにも年に1回（乳がん検診のマンモグラフィは2年に1回）は検診を受けましょう。

受付日 3月6日（火）午前8時30分から

※今回の申込受付は、4月分のみとさせていただきます。

申込方法 ご希望の保健センターの窓口または電話でお申込ください。

検診日時・検診場所

検診場所・予約先	検診日	受付時間
笠間保健センター TEL 0296-72-7711	4月17日（火） ※4月18日（水）	午前9時30分～10時30分 （乳がん検診のみ）
友部保健センター TEL 0296-77-9145	4月19日（木）	
岩間保健センター TEL 0299-45-7888	4月20日（金）	午後0時30分～1時 （子宮・乳がん検診） ※18日（水）は午後のみ受付となります。

検診対象・料金 <子宮がん検診>20歳以上/500円

<乳がん検診>・超音波 30～56歳/1,000円

・マンモグラフィ（2年に1回）

1方向 50歳以上/500円、2方向 40～49歳/1,000円

※申込みは、ご本人またはご家族分のみとさせていただきます。

※定員になり次第締め切ります。

※年齢の基準日は、平成25年3月31日現在となります。

【各種健（検）診の申し込みについて】

5月以降の健康診査（胃がん検診あり）・子宮・乳がん検診・骨粗しょう症検診の申し込みは4月6日（金）午前8時30分から各保健センター窓口または電話で受け付けします。

※各種日程・詳細は、3月上旬に配布する保健カレンダーでご確認ください。

※保健カレンダーは、市役所（支所）・公民館・図書館・保健センターにも3月上旬から置いてありますのでご利用ください。

⑫市内で事業を営まれている方へ 小規模事業者登録制度の活用について

小規模事業者登録制度は、市内事業者の方へ受注機会の拡大を図ることを目的に、平成20年4月に制定しました。本制度は、市へ「小規模事業者」として登録することによって、市が発注する工事・物品購入等で金額が小額なものについて、見積りに参加できる資格を得られる制度です。公共事業を受注したいとお考えの方は、登録をお願いします。

なお、名簿に登載されたことが、業者選定や契約を約束するものではありません。

また、すでに登録されている事業者の方においても、現在の登録有効期限が平成24年3月31日までとなっています。引き続き登録を希望する方は、登録申請を3月1日から受け付けますので、改めて申請手続きをお願いします。

申請の要項および申請書等については、市ホームページおよび財政課窓口にてご案内します。

対象者 市内に本店があり、入札参加資格者名簿に登載されていない方

※入札参加資格者名簿と小規模事業者登録名簿の両方に同じ業務区分（建設工事、建設コンサルタント等の業務委託、物品販売・役務の提供等）で登録することはできません。

受付開始 3月1日（木）から随時受付 午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

申・問 財政課 契約検査室（内線219・220）

ホームページ <http://www.city.kasama.lg.jp/index.php?code=2522>

ご利用ください！笠間市立病院 平日夜間・日曜初期救急診療
祝日・年末年始を除く、月曜日から金曜日：19時～22時・日曜日：9時～17時